第七条の次に次の一条を加える。

（指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等）

第七条の二　法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（次項において「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（次項において「登録事務」という。）を行う場合における第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条、第六条（第三項を除く。）及び前条の規定の適用については、第一条の二中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、第三条第二項、第五条第二項及び第六条第五項中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを指定登録機関」と、第四条第一項及び第六条第二項中「住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣」とあるのは「申請書を指定登録機関」と、第五条の見出し、第六条の見出し並びに同条第一項、第四項及び第五項並びに前条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第五条第一項中「歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「免許証明書」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、前条中「住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣」とあるのは「免許証明書を指定登録機関」とする。

2　指定登録機関が登録事務を行うときは、第六条第三項の規定による手数料は、指定登録機関に納めるものとする。この場合において、納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第八条中「の書換え交付」を「若しくは免許証明書の書換交付」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（歯科技工士試験委員）

第八条の二　法第十二条の二第一項の歯科技工士試験委員（以下この条において「委員」という。）は、歯科技工士国家試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　委員の数は、五十人以内とする。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（受験手数料）

第八条の三　法第十五条の二第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万円とする。

第九条中「歯科技工士法（以下「法」という。）」を「法」に、「法第十四条第二号」を「同条第二号」に改める。

第二十条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

（臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「政令で定める行為」を「採血」に、「四肢」を「四肢」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（検体採取）

第八条の二　法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。

一　鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

二　表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

三　皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

四　鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為

五　綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

第十八条第三号中「及び法第十一条に規定する採血」を「並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第四条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表六十三の項を次のように改める。

六十三　削除	

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第五条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項の表医療法施行令第一条の表第二十四条第二項の項中「特定機能病院等」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え）

第二十五条の二　平成十六年改正法附則第十九条の二第四項の規定により国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。